湖北圏域病院運営検討協議会設置要綱

令和6年8月20日
長浜市
日本赤十字社
滋賀県長浜保健所

（目的および設置）
第1条　この要綱は、多様化する医療需要に対応し、将来にわたり質の高い医療が継続して提供できるよう、湖北圏域病院運営検討会議で検討された「湖北圏域の医療機能の将来のあるべき姿」の実現に向けた検討をさらに進めるため、湖北圏域病院運営検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）
第2条　協議会では以下の事項を所掌する。
（1）病院ビジョンの策定
（2）病院ビジョンを実現するにあたっての全体の課題の整理
（3）課題解決に向けた検討
（4）その他、協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）
第3条　協議会の委員は別紙のとおりとする。
2　協議会には議長を置き、議長は委員の互選により選出する。
3　協議会には顧問を置くことができ、顧問は議長が認める者とする。

（会議）
第4条　協議会は、必要に応じて適当と認める有識者等に会議への出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または資料の提出を求めることができる。
2　協議会の会議は原則として非公開とする。
3　協議会の会議資料は原則として非公開とするが、委員全員の承諾が得られた資料は公開とする。

（部会）
第5条　協議会には部会を設置することができる。
2　部会は議長の指名する者をもって組織する。

3　部会には顧問またはオブザーバーを置くことができ、それぞれ議長が認める者とする。
4　部会には部会長を置き、部会員のうちから互選する。
5　部会長は部会の経過および結果を協議会に報告する。
6　その他、部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

（庶務）
第6条　協議会の庶務は長浜市、日本赤十字社および滋賀県長浜保健所が共同で処理する。

（その他）
第7条　この要綱に定めるものの他、協議会の運営等に関し必要な事項は、議長が協議会に諮って定める。

附則
この要綱は、令和6年8月20日から施行する。